

## つくばセンタービル地下駐車場 駐車場管理規程

### 1 名称

つくばセンタービル地下駐車場

### 2 所在地

茨城県つくば市吾妻一丁目10-1

第1章 総則（第1条―第4条）

第2章 利用（第5条―第12条）

第3章 駐車料金及び算定、定期利用等（第11条―第18条）

第4章 引取りのない車両の措置（第19条―第21条）

第5章 保管責任及び損害賠償（第22条―第27条）

第6章 雑則（第28条）

### 第1章 総則

（通則）

第1条 本駐車場（以下「駐車場」という。）の利用に関する事項は、この規程による。

（駐車場の利用）

第2条 駐車場の利用者（以下「利用者」という。）は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

（営業時間）

第3条 駐車場の営業時間は、終日（24時間）営業とする。

（営業休止等）

第4条 管理者は、次の場合には駐車場の全部又は一部について、営業休止、駐車場の隔絶、車路の通行止め及び車両の退避（以下「営業休止等」という。）を行うことができる。

- （1）自然災害、火災、浸水、爆発施設又は器物の損壊、その他これ等に準ずる事故が発生し又は発生するおそれがあると認められる場合
- （2）保安上営業の継続が適当でないと認められる場合
- （3）工事清掃又は消毒を行うため必要があると認められる場合
- （4）つくばセンタービルの工事や保守等による駐車場使用の必要が認められる場合
- （5）その他管理者が、運用上必要があると認められる場合

## 第2章 利用

### (駐車場の一時利用)

第5条 所定の駐車料金を支払い、駐車場を一時利用する者（以下、「一時利用者」という。）は、入口管制機器にて駐車券の交付を受け、駐車場内に提示している「一時利用」用の駐車位置に入庫するものとする。

- 2 一時利用者が車両を出庫するときは、出口管制機器にて駐車料金を納付もしくは所定のサービス券等により精算処理し、出庫するものとする。

### (定期駐車券による駐車場の定期利用)

第6条 管理者との定期利用契約等により、駐車場を定期利用する者（以下「定期利用者」という。）は、入口及び出口管制機器により定期駐車券の確認を受けた後、入出庫するものとする。

### (駐車位置の変更)

第7条 一時利用者は、所定の一時利用区画に駐車する。

- 2 定期利用者は、所定の定期利用区画に駐車する。
- 3 管理者は、駐車場の管理上必要があるときは、駐車位置を変更させることができる。

### (駐車場内の通行)

第8条 利用者は、駐車場内の車両通行に関しては、次の事項を守らなければならない。

- (1) 徐行すること。
- (2) 追い越しをしないこと。
- (3) 警笛をみだりに使用することなく静かに運転すること。
- (4) 標識、場内誘導の表示又は係員の指示に従うこと。

### (遵守事項)

第9条 前条に掲げるもののほか、利用者は駐車場において次の事項を守らなければならない。

- (1) 駐車場内での喫煙は禁止とし、火器を使用しないこと。
- (2) ごみは各自で処分し、駐車場内に放置しないこと。
- (3) 他の利用者の駐車位置、事務室、機械室、電気室、倉庫等の中にみだりに立ち入らないこと。
- (4) 駐車場で、車両の洗浄及び修理を行わないこと。
- (5) 駐車場内の施設、器物、他の車両及びその取付物等に損傷を与えたり、事故が発生したときは直ちに管理者に届け出ること。
- (6) 駐車中は必ずエンジンを停止し、車両から離れるときは窓を閉め、ドア及びトランクは施錠して盗難防止に努めること。
- (7) 駐車場内では、管理者が認めた場合を除き、営業、演説、宣伝、募金、署名運動等の行為をしないこと。
- (8) その他業務又は他の利用者に迷惑となる行為をしないこと。

### (入庫拒否)

第10条 管理者は、一時利用の駐車区画が満車である場合は、一時利用の受付を停止するほか、次の場合には駐車を断ること又は車両を退去させることができる。

- (1) 駐車場の施設、器物、他の車両、その積載物や取付物を損傷したり汚すおそれがあるとき。
- (2) 引火物、爆発物その他の危険物を積載したり取り付けているとき。
- (3) 著しい騒音や臭気を発するとき。
- (4) 非衛生的なものを積載したり、取り付けているとき、または液汁をだしたり、こぼすおそれがあるとき。
- (5) その他駐車場の管理上支障があるとき。

(出庫拒否)

第 11 条 管理者は、利用者が出庫する場合に所定額の現金を納付しないとき、又は定期駐車券の提示をしないときには、駐車した車両の出庫を拒否することができる。

(事故に対する措置)

第 12 条 管理者は、駐車場において事故が発生し又は発生するおそれがある時は、車両の移動その他必要な措置を講ずることができる。

### 第 3 章 駐車料金及び算定、定期利用契約等

(一時利用の時間制駐車料金)

第 13 条 一時利用の駐車料金は、車両 1 台につき次の表のとおりとする。

時間区分	料金の額
普通時間	平日 昼間 (8:00~22:00) 1 時間につき 金 200 円
	土日祝日 昼間 (8:00~22:00) 1 時間につき 金 100 円
	夜間共通 (22:00~8:00) 1 時間につき 金 100 円
最大料金	平日 昼間 (8:00~22:00) 最大料金 金 1,500 円
	土日祝日 昼間 (8:00~22:00) 最大料金 金 1,000 円
	夜間共通 (22:00~8:00) 最大料金 金 500 円

(消費税を含む)

2 一時利用の駐車開始から 24 時間を超え駐車を継続する場合には、上の表の金額を繰り返し適用する。

(一時利用における駐車時間)

第 14 条 一時利用の駐車料金を算出するための駐車時間 (この条において「駐車時間」という。) は、入庫の際に駐車券に記載した時刻から出口管制機器に駐車券を通した時刻までの時間とする。 駐車場内での駐車位置の変更等のため、車両が駐車位置を離れている時間も駐車時間とみなす。

(定期利用者の定期駐車券及び定期利用料金)

第 15 条 定期利用者は、管理者に対しあらかじめ定期利用申込書を提出（または、定期利用契約の締結）により駐車許可の承認を受け、定期駐車券の交付を受けるものとする。

(1) 料金

種類	有効時間	通用期間	料金
定期駐車券 (全日)	午前0時から午後12時まで	12カ月 (自動更新)	月額 20,000円

(消費税を含む)

(2) 定期駐車券による駐車場の利用等については、定期利用にかかる契約書で定めるもののほか、以下に定めるところによる。

- ① 定期駐車券は、他人に譲渡、転貸してはならない。
- ② 定期利用者は、駐車料金を、毎月末日までに翌月分を管理者の定める方法により管理者に支払う。なお、利用開始の初月についてのみ、利用開始日の属する月の末日までに管理者の定める方法により料金を支払うものとする。
- ③ 定期利用者が、その有効時間又は通用期間を超えて駐車した場合は、超過時間の駐車時間の算定は第 13 条の規定による。
- ④ 定期利用者は、車両の駐車目的以外に駐車場を利用してはならない。

(定期利用契約の解除)

第 16 条 管理者は、次の各号の一に該当するときは、定期利用期間中であっても定期利用を解除することができるものとする。この場合、利用者は、直ちに定期駐車券を管理者に返却しなければならない。

- (1) 利用者が、駐車場で著しく秩序を乱し、管理上支障を来すおそれがある場合。
- (2) 利用者が料金の支払いを2か月以上滞納したとき。
- (3) 本駐車場の全部又は一部が使用不能となったとき。

2 管理者は、前項第 1 号又は第 2 号に該当する場合、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

3 管理者は、第 1 項第 3 号に該当する場合、原則として契約を解除する日の 1 か月前までに利用者にもその旨を通告した上で解除するものとする。

4 管理者、利用者ともに反社会的勢力でないことを確約し、管理者及び利用者は、相手方が次の各号のいずれか一にでも該当する場合には、相手方の有する期限の利益を喪失させ、何らの通知又は催告なしに直ちに本契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力団、暴力団員、暴力団でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者に該当することが判明したとき。

(2) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行ったとき。

(特別な料金の設定)

第 17 条 管理者は利用状況等を鑑み、特定の者に対し、第 13 条及び第 15 条の規定によらず、特定の料金形態を定めることができる。

(不正利用者に対する割増金)

第 18 条 一時利用者が、所定の駐車料金を支払わないで出庫したときは所定の駐車料金のほかに、その 2 倍相当額の割増金を収受する。

2 定期利用者が、次の方法により定期駐車券を不正使用した場合は、定期駐車券を無効として回収し、かつ所定の駐車料金の他に、不正使用に係る一時利用駐車料金の 2 倍相当額の割増金を収受する。

- (1) 定期利用契約者以外の者の駐車について、定期駐車券を利用した場合
- (2) 券面の表示事項を塗り消し、又は改変した場合
- (3) 通用期間又は有効期間以外の時間に定期駐車券を不正に使用した場合

#### 第 4 章 引き取りのない車両の措置

(引取りの請求)

第 19 条 一時利用者が、あらかじめ管理者への届出を行うことなく、駐車券を発行してから起算して 60 日以上車両を駐車している場合又は定期利用者が定期利用契約の期間の終了、解約又は解除となった日から起算して 7 日を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取することを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み、もしくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取することを請求し、これを引き渡すことができる。

この場合において、利用者は当該車両の引渡しに伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前 2 項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第 1 項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

第 20 条 管理者は、前条第 1 項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

第 21 条 管理者は、第 18 条第 1 項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

第 22 条 管理者は、第 19 条により利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から 3 カ月を経過した後、利用者へ通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満た

ないことが明らかである場合は、利用者に通知し又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

- 2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知、又は駐車場において掲示する。
- 3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者へ返還するものとする。

## 第5章 保管責任及び損害賠償

### (保管責任)

- 第23条 管理者は、利用者に駐車券を渡したときから同券を回収するときまで（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して車両入庫させたときから同券を確認して出庫させたときまで）、車両の保管責任を負う。
- 2 管理者は、出庫の際に駐車券を回収して（定期駐車券による利用にあつては、定期駐車券を確認して）車両を出庫させた場合において、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、その車両に関する責任を負わない。

### (利用者に対する損害賠償責任)

- 第24条 管理者は、車両保管にあたり、第23条の規定による場合及び管理者としての注意を怠らなかつた場合を除き、車両の滅失又は損傷について、当該車両の時価、損害の程度を考慮してその損害を賠償する責を負う。

### (車両の積載物又は取付物に関する免責)

- 第25条 管理者は、駐車場に駐車する車両の積載物又は取付物に関する損害については、賠償の責を負わない。

### (免責事由)

- 第26条 管理者は、次の事由によって生じた車両又は利用者の損害については、管理者に故意又は重大な過失がある場合を除き、賠償の責を負わない。
- (1) 自然災害その他不可抗力による事故
  - (2) 当該車両の積載物又は取付物が原因で生じた事故
  - (3) 管理者の責に帰することのできない事由によって生じた衝突、接触その他駐車場内における事故
  - (4) 第4条の規定による営業休止等の措置
  - (5) 第12条の規定による措置

- 第27条 管理者は、利用者の責に帰すべき事由により損害を受けたときは、その利用者に対してその損害の賠償を請求するものとする。

## 第6章 雑則

(この規程に定めない事項)

第28条 この規程に定めない事項については法令の規定に従って処理する。